

令和 3 年第 3 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

第 2 号から第 4 号まで 議案参考資料	・・・ 1
-----------------------	-------

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等
四つの条例改正について

1. 改正の趣旨

令和3年8月10日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与改定に関する勧告及び報告を行いました。

今回の勧告は、特別給（ボーナス）を民間の支給割合との均衡を図るため期末手当を0.15月分引き下げ、月例給については、民間給与との格差が極めて小さいため改定なしとの内容でありました。

本市におきましても、これらの情勢を踏まえ、人事院勧告に準じた内容で、長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

2. 改正内容の概要

(1) 期末・勤勉手当について

年間の支給割合が4.3月分となるよう期末手当を0.15月分引き下げ、次のとおり改定するものです。

ア. 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6月 期	1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.225月分 (1.175月分)
12月 期	1.275月分→1.125月分 (0.725月分→0.625月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.225月分→2.075月分 (1.175月分→1.075月分)
合 計	2.55月分→2.4月分 (1.45月分→1.35月分)	1.9月分 (0.90月分)	4.45月分→4.3月分 (2.35月分→2.25月分)

※下段（ ）内は、再任用職員

イ. 令和4年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6月 期	1.275月分→1.2月分 (0.725月分→0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.225月分→2.15月分 (1.175月分→1.125月分)
12月 期	1.125月分→1.2月分 (0.625月分→0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.075月分→2.15月分 (1.075月分→1.125月分)
合 計	2.4月分 (1.35月分)	1.9月分 (0.90月分)	4.3月分 (2.25月分)

※下段（ ）内は、再任用職員

(2) 給与改定必要財源

<一般職員：457人（再任用職員含む。）> 単位：千円

科目 会計	期末手当	共済費	計
一般	△20,850	△4,133	△24,983
国民健康保険	△526	△105	△631
湯本温泉	△42	△8	△50
介護保険	△431	△86	△517
後期高齢者医療	△44	△9	△53
下水道事業	△888	△178	△1,066
水道事業	△569	△113	△682
合計	△23,350	△4,632	△27,982

3. 長門市長等の給与に関する条例の適用を受ける者に支給される期末手当について

年間の支給割合が3.25月分となるよう期末手当を0.1月分引き下げ、次のとおり改定するものです。

(1) 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当
6月期	1.675月分
12月期	1.675月分 → 1.575月分
合計	3.35月分 → 3.25月分

(2) 令和4年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当
6月期	1.675月分 → 1.625月分
12月期	1.575月分 → 1.625月分
合計	3.25月分

(3) 期末手当必要財源

<特別職：3人>

単位：千円

科目	期末手当	共済費	計
会計			
一般	△274	△32	△306

4. 市議会議員の期末手当について

年間の支給割合が3.25月分となるよう期末手当を0.1月分引き下げ、次のとおり改定するものです。

(1) 令和3年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当
6月 期	1.675月分
12月 期	1.675月分 → 1.575月分
合 計	3.35月分 → 3.25月分

(2) 令和4年度の支給割合

手当の別 支給期	期末手当
6月 期	1.675月分 → 1.625月分
12月 期	1.575月分 → 1.625月分
合 計	3.25月分

(3) 期末手当必要財源

<市議会議員：18人>

単位：千円

科目	期末手当	共済費	計
会計			
一般	△721	0	△721

5. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける特定任期付職員の期末手当について

(1) 年間の支給割合が3.25月分となるよう期末手当支給月数を改定するものです。

(2) 本市には、現在、特定任期付職員として採用された者がいないため、改

正による影響はありません。

6. 施行期日

公布の日から施行し、2（1）イ、3（2）及び4（2）については、令和4年4月1日から施行する。